

質問書に対する回答

件名) 東京外環自動車道 京葉ジャンクションGランプ工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	・入札公告（説明書） ・金抜設計書 技術提案 地中連続壁工	技術提案の評価項目「地中連続壁工の施工時における一般通行車両への安全管理上の留意点と対応策」において、「地中連続壁工の施工時」には、金抜設計書の単価項目「地中連続壁工 撤去工A、B、C」や「建設副産物処理工 泥土処理」、も含まれるのでしょうか。	地中連続壁工の施工に関連する単価項目は含むものとお考えください。
2	・入札公告（説明書） 技術提案 構造物コンクリート工	技術提案の評価項目「函渠工構築におけるコンクリート打設時※の品質管理上の留意点と対応策」※コンクリート標準示方書【施工編：施工基準】（2017）における、7.3.2現場内での運搬、7.4打込み、7.5締固め、7.6仕上げに関する内容と記載されております。 コンクリートの打込み・締固めに有効な型枠に関する提案は、評価の対象となりますでしょうか。ご教示ください。	評価の対象となるか否かについてはお答えできませんので、貴社でご判断のうえ、提案ください。
3	・特記仕様書 22-3-1 盛土工 (1)作業内容 盛土工A 2 (N) 盛土工A 3 (N)	3月11日付けで訂正公告されました特記仕様書記載の盛土工A2(N)、A3(N)の作業内容につきまして、夜間作業は他の作業と同様に日々の覆工板の開閉が必要と考えられます。同作業は含むものと考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書 22-3-1 に示すとおり、覆工板の日々の開閉は不要と考えております。なお、覆工板の撤去については、22-19-2 に記載のとおりです。
4	・特記仕様書 18-2 建設副産物の活用等の (1) 建設副産物取扱箇所	建設副産物取扱の発生場所について特殊部A(N)および特殊部Gの項目の記載がありません。 特殊部A(N)は建設発生土（碎石混じり）の発生場所に含むと考えてよろしいでしょうか。 また特殊部Gは建設発生土（健全土）の発生場所に含むと考えてよろしいでしょうか。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
5	・特記仕様書 18-2 建設副産物の活用等の (1) ・数量計算書 土工 3-3-118 構造物掘削 特殊部A (N)	特殊部A(N)について数量計算書ではAおよびB、C領域に作業が分類されております。 A領域とBおよびC領域に該当する部分については土砂区分が異なると考えられますが、すべて同一種類での処分でよろしいでしょうか。	特記仕様書 22-3-2 に示すとおり、すべて同一種類での処分としてお考えください。

6	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書 22-3-2 構造物掘削 (1)作業内容 ・参考図 路下部機械配置図（参考図） 構造物掘削 特殊部A（N） 	<p>特殊部A(N)について参考図で示される範囲の掘削のうち覆工板部掘削以外の作業については覆工板敷設後の作業となるため、日々の覆工板の開閉作業が必要と考えられます。同作業は含むものと考えてよろしいでしょうか。</p>	貴社の施工計画に基づきお考えください。
7	<p>特記仕様書 ・建設副産物取扱箇所 ・泥土処分 リーダー式ケーシング回転掘削工法</p>	<p>地中連続壁工のうち、リーダー式ケーシング回転掘削工法による掘削土は泥土の処分に数量が含まれておりませんが、建設汚泥、建設発生土（健全土）もしくは建設発生土（第2種特定有害物質を含む）のいずれの処分でお考えでしょうか。</p>	<p>リーダー式ケーシング回転掘削工法による掘削土については、性状等が不明であることから、取り扱いについて本事では指定しておりません。したがって、処分方法については別途協議としてお考えください。</p>